

今後の優先分野。

2015年9月、ミレニアム開発目標の後継として、2016年から2030年までの「持続可能な開発目標」が国連で採択されました。その目標8.7には、2025年までに児童労働及び強制労働を撲滅することが掲げられています。IPECは今後、ILOの強制労働撤廃プログラムと統合された「IPEC+」として児童労働と強制労働の撤廃という2つの目標達成をめざして活動していきます。そのために、幅広いパートナーとの協力関係をさらに深め、教育やビジネスと児童労働との関連性に焦点を当てながら、アフリカに重点を置き、農業で危険有害労働に就く児童労働者や、少年兵、家事労働者や移民労働者といった支援の手の届きにくい子供たちへの対応を強化して、撤廃の加速化をめざします。ビジネスと児童労働の関連性としてCSR、幅広いパートナーシップの中でも比較的新しい南南協力を紹介します。

企業の社会的責任(CSR)。

児童労働の使用は企業イメージを傷つけ、収益にも大きな影響を及ぼす可能性があります。サプライチェーンのどの段階でも児童労働が使用されないようにすることが、CSRの第一歩になります。2010年の第2回児童労働世界会議では、サプライチェーンの児童労働問題に取り組むビジネス界の経験とノウハウの共有の場として「児童労働プラットフォーム」が設立されました。このプラットフォームでは、児童労働撤廃のための国際基準を企業が満たし実践していく上で直面する障害を明らかにし、克服していくための実際的な方策をつきとめ、経験を共有化しています。



ILOは、チョコレート・ココア産業8社と協同し、ガーナとコートジボワールのカカオ生産地で、地域に根ざした児童労働監視体制を構築したり、日本たばこ(JTインターナショナル)と共同で、ブラジル、マラウイ、ザンビアのタバコ農園から児童労働者を助け出し、タバコ生産地に住む子供に教育と職業訓練を提供したりして、サプライチェーンにおける児童労働問題に取り組んでいます。

南南協力による解決策。

途上国が自国の開発経験をもとに他の途上国を支援する南南協力は、各国・地域経済間の社会・文化的背景の類似性もあり、低コストで効果的な解決策を導き出すことができると考えられています。

ILOは、2005年以来ブラジル政府が児童労働に関する成功体験をアフリカのポルトガル語圏の国々と共有し、協力することを支援してきました。その一環として、ブラジル綿花協会と共同し、アフリカ及び中南米の綿花生産国に向けた南南協力プロジェクトを2015年に新たに開始しました。児童労働・強制労働の撲滅や若者の雇用促進において成功を収めているブラジルの綿花生産部門の経験を体系化し、共有、そして適用することを通じて、綿花生産途上国におけるディーセント・ワークの促進を目指すものです。この取組みは、2013年にブラジリアで開かれた第3回児童労働世界会議の際に、中南米・カリブ25か国が立ち上げた「児童労働のない中南米・カリブ地域イニシアチブ」にも寄与するものです。

ILOと児童労働に関する詳細は、下記ホームページでご覧いただけます。

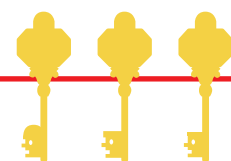
<http://www.ilo.org/ipcc/lang-en/index.htm> (英語)

<http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang-ja/index.htm> (日本語)

ILO駐日事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学本部ビル8階

E-mail: tokyo@ilo.org



www.ilo.org/tokyo/

ILOと児童労働

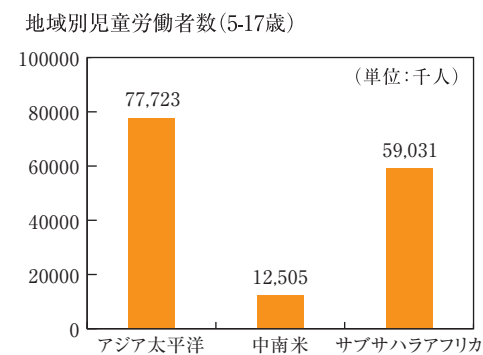


世界で1億6800万人。

世界の5-17歳の人口の11%近くに当たる1億6800万人が児童労働に従事しています。男女別にみると、男子が1億人、女子が6800万人です。

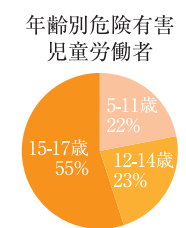
アフリカでは5人に1人。

サハラ以南のアフリカ諸国では5人に1人、アジアでは10人に1人が児童労働に従事しているのが現状です。地域別の児童労働者数は、下のグラフに示すとおりです。



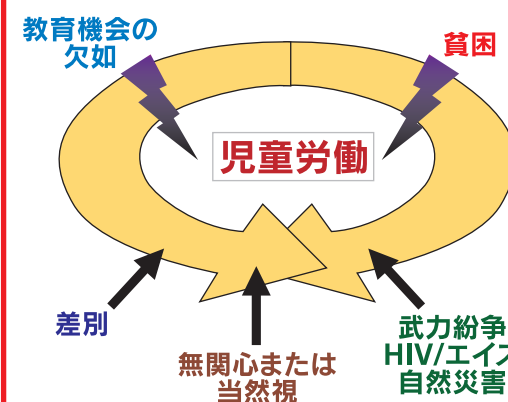
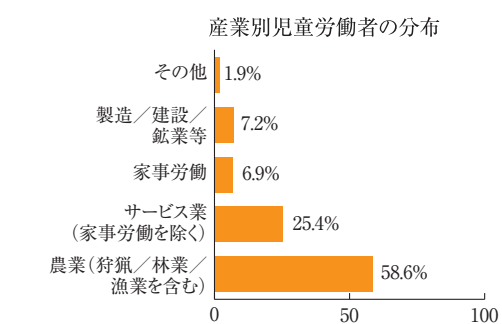
危険で有害な労働。

児童労働者の半数以上の8500万人が、健康、安全、道徳を損なうおそれのある危険で有害な労働をしています。鉱山や建設現場、農園といった場所で有毒物質にさらされていたり、危険な道具を使っていたり、長時間働きづめだったりする児童労働者は、15-17歳の年齢層に多く、また、この年齢層では男子が8割以上を占めています。



およそ6割が農業。

産業別にみると最も児童労働者数が多いのは農業で、ほぼ6割(すなわち9800万人)を占めます。農業は、建設業や鉱業と並んで、怪我や病気、障害やひどいときには死に至る被害が起きやすい産業です。次いでサービス業の比率が高く5400万人が働き、そのうちの1150万人が家事労働をしています。男女別にみると、家事労働以外ではすべての産業において男子の比率が高くなっています。



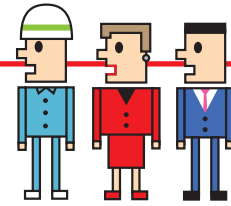
貧困は児童労働の原因でもあり、結果でもあります。貧しい家計を補うために子供が働くことを余儀なくされる一方、児童労働は子供が教育を受け、大人になってから「ディーセント・ワーク」(働きがいのある人間らしい仕事)に就く機会を奪っています。貧困以外にも、差別、教育機会の欠如、問題への関心のなさ、自然災害、武力紛争といった要因が子供を労働に押しやります。



児童労働とは。

義務教育を妨げる労働や、18歳未満の健康、安全、道徳を損なうおそれのある危険で有害な労働のことを児童労働といいます。つまり、子供が働くことすべてが、児童労働に当てはまるわけではありません。家事を手伝ったり、放課後や休日に家業を手伝ったりすることは、子供の成長にも役立つことが多く、児童労働とは呼びません。

児童労働撤廃をめざして。



児童労働に関するILO条約。

世界の労働問題を扱う国連の専門機関であるILOは、児童労働を禁止し、撤廃するための国際基準として2つの条約を設定しています。

最低年齢(第138号条約)

「就業が認められるための最低年齢に関する条約」

就業の最低年齢を義務教育終了年齢とし、原則15歳と定めた児童労働に関する基本条約。ただし、健康、安全、道徳を損なうおそれのある危険な労働に関しては18歳とし、また、軽労働については一定の条件のもとに13歳としています。開発途上国については、就業最低年齢を当面14歳、軽労働は12歳とすることができます。

最悪の形態の児童労働(第182号条約)

「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」

児童を18歳未満の者とし、最悪の形態の児童労働を撤廃するための迅速で有効な措置を求める条約。「最悪の形態の児童労働」を以下の4つに分類しています。

- 1.人身売買、徴兵を含む強制労働、債務労働などの奴隷労働
- 2.売春、ポルノ製造、わいせつな演技に使用、斡旋、提供すること
- 3.麻薬の製造、取引など不正行為に使用、斡旋、提供すること
- 4.児童の健康、安全、道徳を損なうおそれのある危険な労働

児童労働にはさまざまな形態がありますが、この182号条約の採択によって、「最悪の形態の児童労働」を撤廃することが国際的な優先課題と明確化されました。

条約批准国数

加盟国187か国のうち、
第138号条約：168か国
第182号条約：180か国
(2016年4月現在)

ILO総会における全会一致で182号条約が採択された1999年以降、両条約の批准は飛躍的に進展しました。



ILOの技術協力プログラム「IPEC」。

児童労働撤廃国際計画(IPEC)は1992年に開始され、これまで世界100か国以上で活動実績をもつILO最大の技術協力プログラムです。「最悪の形態の児童労働」の撤廃に重点を置きながら、最終的にはすべての児童労働をなくすことを目的としています。

幅広いパートナーとさまざまな取り組み。

IPECの活動は、各国の政府、労働者団体、使用者団体はもちろんのこと、国際機関、NGO、教育機関、メディア、企業など多くの関係者、そして当事者である児童労働者とその家族との協力関係のもとで実施されています。プログラムの内容は、法制度や政策の整備や実施の支援、児童労働に関する知識の普及と意識の向上、児童労働者と家族に対する支援活動、調査とデータ収集・分析、事業評価等、多岐にわたります。児童労働者を劣悪な労働環境から救ったり、子供に教育や技能訓練の機会を提供することによって児童労働者になることを防いだりして、この15年で約100万人の子供を直接支援して来ています。



多彩な切り口。

IPECでは、ベトナムやミャンマーなどの対象国1か国に注力した国別プロジェクトや、サトウキビやココア産業、水産加工業や鉱業といった産業別のプロジェクトなど、さまざまな切り口から問題に取り組んでいます。また、劣悪な状況で働いている子供を救出し、教育や健康面で支援すると同時に、児童労働の予防にも力を入れています。たとえば、子供が家計を助けるために稼がなくてもすむよう、両親により良い家計管理の方法を教えたり、職業訓練を提供すると並行して、対象地域の商工会議所を通じて会員業者の問題意識の向上をはかり、児童労働を使わないよう要請したり、行政官の労働現場の監督能力を強化したりしています。



タイでは、タイ人のみならず近隣諸国からの移民労働者も多く働く、エビ・水産加工業における児童労働の撤廃と、同産業における労働条件の改善をめざすプロジェクトを実施しました。関係省庁と水産業界、労働組合、使用者団体との協力のもと、児童労働や移民労働、安全衛生に関する労働基準の順守と労働条件全般の改善に関する具体的な指針を作成し、企業レベルで適用されるよう、個々の水産関連企業を支援する訓練を行いました。また、NGOや市民グループと連携して、危険で不衛生な状況で魚介類の仕分け、皮むき、背ワタ取り等に従事する児童労働者や、児童労働予備軍の子供たちとその家族に教育や医療、生活に関するサービスを提供しました。

問題の周知と意識向上。

ILOは、児童労働に対する人々の関心を高め、撲滅へ向けた世論を喚起するためにもさまざまな活動を行っています。



児童労働反対世界デー。

ILOは6月12日を「児童労働反対世界デー」と定め、毎年テーマを決めて世界的なキャンペーン活動を行っています。2016年はサプライチェーンにおける児童労働に焦点を当てました。サプライチェーンとは、製品の生産から出荷にいたるまでの全体的な流れをさし、グローバル化に伴いその実態はますます複雑化しています。遠く離れた小規模な生産現場で子どもが働いている場合もあり、サプライチェーンを展開している企業は児童労働を使わないよう注視する必要があります。政府は教育制度を十分に整え、児童労働の問題に関する取り組みへの努力を重ねることが重要です。

児童労働世界会議。

これまでに3回、児童労働世界会議がILOの協力のもとで開催されています。2013年10月には、ブラジル政府の主催で第3回会議が開催され、153か国から1300人以上が参加しました。そして、2016年までに最悪の形態の児童労働を撤廃するという第2回会議で採択された決意を再確認する「ブラジリア宣言」が採択されました。

減少する児童労働。

ILOは、2000年から世界の児童労働の実態を調査し、その削減努力の進捗状況を測定してきました。この12年間で、児童労働者の数は約3分の1にあたる7800万人減少したことになります。危険で有害な仕事に従事する子供の数はおよそ半分に減少しています。

この大幅な減少は、世界中で児童労働に反対する気運が高まったことが背景にあります。ILOやIPECを始めとするさまざまな機関の取り組みにより、児童労働が意味する負の影響に関心が高まったことも大きく関係しています。各国政府の政治的な取り組み、児童労働に関するILO条約の批准国数の増加、健全な政策の選択、確固とした法的枠組みの構築などが、原動力としてあげられます。ただし、大幅に減少してきてはいるものの、児童労働を根絶するにはあらゆるレベルで多様な取り組みを加速、強化していく必要があります。

